

法制審議会「会社法制部会」への意見

経済関連の法制は、これによって個々の企業が活性化し、国際競争力を向上させ、ひいては日本経済全体の成長に貢献するものであり、企業活動が萎縮するようなことがあってはならない。企業・経済法制委員会では、法制審議会「会社法制部会」で検討されている項目について、2月28日、意見書を発表した。

詳しくは<http://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2010/110228a.html>

I 企業統治 の在り方

(1)取締役(会)関連

監査役設置会社における社外取締役選任の義務付けについて

会社法で、監査役設置会社に社外取締役を義務付けるべきではない。もし、何らかの公的ルールで社外取締役を義務付けるのであれば、上場規則で検討するのが妥当。

社外取締役の要件変更について

今回の会社法改正で社外要件を厳格化することは、やや時期尚早。過去要件も変える必要性は少ない。

「監査・監督委員会 設置会社制度」(仮称)の創設について

多くの企業が採用する見込みがない限り、こうした「中間的機関設計」を設ける必要はない。

(2)監査役(監査委員)関連

「従業員選任監査役」制度導入について

「従業員選任監査役」は、弊害が大きいので、制度導入には反対。

監査役の法的権限の強化について

既に導入されているさまざまな仕組みで十分であり、これ以上の監査役の法的権限強化は必要ない。

監査役への「会計監査人の選任議案・報酬決定権」付与について

監査役が既に有する「同意権」で現在は十分であり、「決定権」に変える必要はない。

監査体制の充実強化について

監査スタッフや内部統制との連携の在り方等を、今回の会社法改正で規定する必要はない。

(3)第三者割当増資について

実施済みの東証規則改正で当面十分であり、今回、会社法改正まで行う必要はない。

II 親子会社 に関する規律

(1)形成済み親子会社関係における規律

親会社株主の保護に関する規律について

「多重代表訴訟」や「子会社の意思決定を、親会社株主総会に諮るよう義務付ける」などといった大規模な改正の必要は無い。ただし、対象を限定したシンプルな開示制度等の充実ならば検討に値。

子会社の少数株主の保護に関する規律について

親子上場・子会社上場の全面禁止は絶対に行うべきでない。親子会社間取引等の規制は、技術的改善はあり得るが、ドイツ型「コンツェルン法」、「支配株主の忠実義務」など、大規模な新制度導入の必要性はない。

(2)親子会社関係の「形成・解消過程」に関する規律

今回は技術的な改善にとどめ、キャッシュアウトの株主総会決議要件引き上げや欧州型スクイーズアウト/セルアウト制度導入など、大規模な制度改正は行うべきでない。